若年がん患者の 在宅療養費を補助します

岩倉市では、令和 5 年7月から、若年がん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活が送れるよう、在宅療養にかかる費用の一部を補助します。

● 対象者 次のすべてに該当する人

- ・ 岩倉市内に住所を有する40歳未満の人
- がん患者(医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された人)
- 在宅生活の支援及び介護が必要な人

● 補助内容

訪問介護や訪問入浴介護などの在宅サービス利用料、福祉用具の貸与や購入にかかる費用のうち、9割相当額(1か月限度額54,000円)を補助します。

区分		サービスの種類
1 在宅サービス	• 訪問介護	• 訪問リハビリテーション
	• 訪問入浴介護	• 居宅療養管理指導
	• 訪問看護	• 夜間対応型訪問介護
2 福祉用具の貸与	手すり	• 特殊寝台
	・スロープ	• 特殊寝台付属品
	• 歩行器	・床ずれ防止用具
	・歩行補助つえ	• 体位変換器
	車いす	・移動用リフト(つり具の部分を除く)
	・車いす付属品	• 自動排泄処理装置
3 福祉用具の購入	• 腰掛便座	
	• 自動排泄処理装置の交換可能部品	
	• 入浴補助用具	
	• 簡易浴槽	
	・移動用リフトのつり具の部分	
	• 排泄予測支援機器	

- ※サービスの種類は、介護保険制度の範囲とします。表にないサービスをご希望の場合は、事前 に保健センターにご相談ください。
- ※他の公的な制度において、助成又は給付を受けることができるサービスは除きます。
- ※生活保護受給者は、費用の全額(1か月限度額60,000円)を補助します。

~「利用の流れ」は裏面をご覧ください~

● 利用の流れ

① 申請 サービスの利用を開始する日までに申請を行ってください。

利用者は、申請書と医師の意見書を保健センターに提出してください。

【提出書類】

- ・岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付申請書(様式第1)
- ・ 医師の意見書 (様式第2)
 - ※意見書作成料は、全額自己負担となります。

② 決定の通知

申請内容を審査し、市から決定通知書を郵送します。

③ サービスの利用

利用者は、サービス提供事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。

④ サービス利用料の支払い

利用者は、サービス提供事業者へ一旦全額お支払いください。 領収書と利用したサービス内容のわかる書類(明細書)を必ず受け取ってください。

⑤ 補助金の請求

利用者は、サービスを利用した月の翌月末までに請求書と領収書、明細書を保健センターに提出してください。

【提出書類】

- 岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付請求書(様式第9)
- ・領収書(原本)と明細書
 - ※明細書は、氏名、サービスの内容(品名)、利用(購入)日、利用(購入)金額が記載されたもの
 - ※確認のため、振込口座の内容のわかる通帳等をご持参ください。

⑥ 補助金の振込

請求内容を審査し、岩倉市から指定の口座に補助金を振り込みます。

岩倉市保健センター

申請•問合先

電話: 0587-37-3511

住所: **〒**482-0024 岩倉市旭町一丁目 20 番地

〇提出書類は市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ